

議案第 43 号

橋本市一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例及び橋本市訪問看護ステーションに勤務する一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例及び橋本市訪問看護ステーションに勤務する一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 23 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例及び橋本市訪問看護ステーションに勤務する一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例の一部を改正する条例

(橋本市一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例の一部改正)

第1条 橋本市一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例(平成26年橋本市条例第60号)の一部を次のように改正する。
なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後					改正前			
別表第2(第5条関係)					別表第2(第5条関係)			
支給を受ける者	支給割合		在職期間	割合	支給割合		在職期間	割合
	基準日が 6月1日 の場合	基準日が 12月1日 の場合			基準日が 6月1日 の場合	基準日が 12月1日 の場合		
一般職非常勤嘱託職員	賃金月額 の 100分の 197.5	賃金月額 の 100分の 212.5	6月以上	100分の 100	賃金月額 の 100分の 190	賃金月額 の 100分の 205	6月以上	100分の 100
			3月以上6月未満	100分の 60			3月以上6月未満	100分の 60
			3月未満	100分の 30			3月未満	100分の 30
臨時的任用職員	0日分	0日分	2月未満		0日分	0日分	2月未満	
	5日分	5日分	2月以上4月未満		5日分	5日分	2月以上4月未満	
	11日分	11日分	4月以上5月未満		10日分	10日分	4月以上5月未満	
	21日分	21日分	5月以上6月未満		20日分	20日分	5月以上6月未満	
	27日分	27日分	6月以上		25日分	25日分	6月以上	

(橋本市訪問看護ステーションに勤務する一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例の一部改正)

第2条 橋本市訪問看護ステーションに勤務する一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例(平成26年橋本市条例第61号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後					改正前				
別表第2(第5条関係)					別表第2(第5条関係)				
支給を受ける者	支給割合		在職期間	割合	支給を受ける者	支給割合		在職期間	割合
	基準日が 6月1日 の場合	基準日が 12月1日 の場合				基準日が 6月1日 の場合	基準日が 12月1日 の場合		
一般職非常勤嘱託職員	賃金月額 の 100分の 197.5	賃金月額 の 100分の 212.5	6月以上	100分の 100	一般職非常勤嘱託職員	賃金月額 の 100分の 190	賃金月額 の 100分の 205	6月以上	100分の 100
			3月以上6月未満	100分の 60				3月以上6月未満	100分の 60
			3月未満	100分の 30				3月未満	100分の 30
臨時的任用職員	0日分	0日分	2月未満		臨時的任用職員	0日分	0日分	2月未満	
	5日分	5日分	2月以上4月未満			5日分	5日分	2月以上4月未満	
	11日分	11日分	4月以上5月未満			10日分	10日分	4月以上5月未満	
	21日分	21日分	5月以上6月未満			20日分	20日分	5月以上6月未満	
	27日分	27日分	6月以上			25日分	25日分	6月以上	

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。